

広島県告示第百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十一年三月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成二十一年二月二十六日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社鈴鹿建設

福山市千田町千田二四〇五番三号

代表取締役 小林 和浩

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（特般―一八）第〇三三四九五号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係わるもの。

（注一）「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

（注二）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十一年三月十三日から平成二十一年三月十五日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、建築一式工事に該当する民間工場増築工事の施工において、労働安全衛生法違反により、福山簡易裁判所から罰金二〇万円の略式命令を受け、平成二十年二月二十七日にその刑が確定した。

また、同社の職員であった者は、同事件において、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により、福山簡易裁判所から禁錮二年及び罰金三〇万円の略式命令を受け、平成二十年三月二十九日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。